

## 土木学会の「倫理」に関する取り組み

皆川勝（武蔵工業大学）

- ▶ 1938年 土木技術者の信条及び実践要綱
- ▶ 1949年 英文名改定 (Japan Society of Civil Engineers)。学術研究者と技術者の集団であることの再認識
- ▶ 1998年 定款改正 (土木技術者の資質向上を学会の目的に加えた)
- ▶ 1998年 倫理教育小委員会の創設
- ▶ 1999年 技術推進機構を設立 (継続教育制度の検討に着手)
- ▶ 1999年 土木技術者の倫理規定
- ▶ 2001年 継続教育制度及び技術者資格制度の創設
- ▶ 2003年 書籍「土木技術者の倫理－事例分析を中心として」発刊
- ▶ 2005年 書籍「土木技術者倫理問題－考え方と事例解説」発刊
- ▶ 2005年 書籍「技術は人なり－プロフェッショナルと技術者倫理－」発刊

▶ 1

技術倫理協議会シンポジウム2008

## 倫理・社会規範委員会 設置の必要性

- ▶ 社会情勢の変化や急速な国際化など、変革期における方向付けの必要性
- ▶ 建設産業や建設技術者への疑問にこたえる責務、社会への説明責任
- ▶ 建設産業で頻発する告発事件に対して、Professional集団としての行動原理を示す必要性
- ▶ それに照らして現システムのあり方にまで言及
- ▶ 社会的影響の大きい土木学会には必須
- ▶ “待ちの体勢” から“実践の体勢”へ
- ▶ 以上の点を実行するための組織が必要

▶ 2

技術倫理協議会シンポジウム2008

## 見解表明の方法（案）

- 倫理・社会規範委員会が理事会の承認を得て、委員長（=会長）名で行う。
- 委員会は、学会活動あるいは土木技術者として技術者がかかわる活動において、倫理的な問題が発生した場合に、学会の目的に照らして必要性が認められる場合に見解表明する。
- 知りえた事実を基に、土木技術者としての基盤を踏まえつつ、第三者としての客観的かつ公平な立場で見解を表明するよう努める。
- 見解表明は、その事例の性質により広く一般に公開するものと、学会員に開示するものに分けられる。

▶ 3

技術倫理協議会シンポジウム2008

## 構造的問題に対する見解表明（案）

問題	行為	対象	事象	学会活動または学会の名で行われた活動	土木技術者としてかかわるその他の活動
構造的/ 制度的 問題	法・制度 の不備	組織	法的摘発（確定）	原則、該当せず	入札・契約に係る諸問題、予算の年度内消化など受発注者間の対等でない関係に基づく諸活動（二者構造）
			法的摘発（起訴）		
			報道		
			個人的告発		
		個人	法的摘発（確定）	研究費の年度内消化 目的外使用など	上記の入札・契約等にかかわる諸問題における個人の諸活動
			法的摘発（起訴）		
			報道		
			個人的告発		

▶ 4

技術倫理協議会シンポジウム2008

## 処分の規定化について（案）

- 除名：学会活動に限定せず、「この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったとき」に、除名が検討される。
- 処分の種類：除名のほか、会員資格停止、活動自粛勧告、訓告など
- 定款の除名規定以外については、基本的に、学会活動あるいは学会の名を使って(騙って)なされた活動に限定して、処分の対象とする。
- 手続き規定は、当面見送る。

▶ 5

技術倫理協議会シンポジウム2008

## 個別的問題に対する処置（案）

問題	行為	対象	事象	学会活動または学会の名で行われた活動	その他の活動
個別的問題	犯罪	個人会員	法的摘発（確定）	研究費の不正使用、架空支出など	学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったとき
			法的摘発（起訴）		
			報道		
			個人的告発		
	反倫理	個人会員	報道	論文二重投稿、引用の不記載データの捏造（ねつぞう）、改ざん、盗用、著作権侵害、公益・人権への配慮不足	学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったとき
			個人的告発		

▶ 6

技術倫理協議会シンポジウム2008